

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## ◇九段会計通信 Vol.28のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
  - ・雇用促進税制編
- 不正を防止するためには！？
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 適正検査代行サービス継続中です！
- 編集後記



≡ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

### 雇用促進税制編

雇用促進税制とは、先の6月22日に成立した平成23年度税制改正により創設された、雇用を増やす企業を減税する税制上の優遇制度です。雇用促進税制を適用するためには、次の条件をクリアする必要があります。クリアすることで、増加人数1人あたり20万円（中小企業は法人税額の20%が上限）の税額控除が受けられます。

#### ◎おもな条件

1. 雇用促進計画を事業年度開始後2か月以内にハローワークへ提出
2. 年間10%以上かつ5名（中小企業は2名）以上従業員を増やす
3. 適用する年度の給与総額が比較給与等支給額以上である
4. 当事業年度、前事業年度において事業主都合の離職者を出さない

#### 例. 中小企業A社

- ・前事業年度末日現在の従業員10名
- ・前事業年度の給与支給総額3,000万円
- ・当事業年度中に従業員が3名増加
- ・当事業年度の給与支給総額3,500万円

A社が当事業年度に従業員数を年間10%増加するためには1名の採用が必要です。ただし、中小企業の場合、最低2名の増加が必要のため、A社の当事業年度の最低増加人数は2名となります。実際は3名増加したため、上記2の条件はクリアしたことになります。

次に、給与総額が次の算式で計算した  
比較給与等支給額以上である必要があります。

比較給与等支給額＝

前事業年度の給与等の支給額  
＋前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%  
A社の比較給与等支給額は、次の金額となります。

$$3,000万円 + 3,000万円 \times 30\% (\text{※}) \times 30\% = 3,270万円$$

$$(\text{※}) 3名 \div 10名 = 30\%$$

A社の当事業年度の給与支給総額は3,500万円ですので、  
上記3の条件もクリアしたことになります。

その他の諸条件をすべてクリアした場合には、  
20万円×3名＝60万円の税額控除が受けられます  
(A社は中小企業のため、法人税額の20%が上限)。

なお、1で『雇用促進計画を事業年度開始後2か月以内に  
ハローワークへ提出』と記載していますが、  
平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する  
事業主の場合には、10月31日までに提出すればよいことになっています。  
雇用促進計画様式は厚生労働省ホームページから  
ダウンロードすることもできます。

今期、従業員の採用を2名以上お考えで、  
利益が出て法人税がある程度課税されるようでしたら、  
ご一考の価値はあるかと思います。その他、ご質問やご不明な点がございましたら、  
お気軽に弊社までご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≧ ■不正を防止するためには！？

会社がある程度大きくなると、経理担当者を採用したり、  
社長の目が行きとどかなくなったりします。  
そうすると、不正の可能性が高くなるので、  
未然に防ぐ仕組みをつくるのが大切になります。

不正防止の仕組みをつくるには・・・

#### 1. 職務分掌の仕組みをつくること

1つの事項に対して2人以上の従業員をかかわらせる事を  
職務分掌といいます。  
職務分掌は不正を防止する手段として有効です。

例えば経理事務を担当職員が行い、  
現預金管理を社長が行うことにより、お互いがチェック機能を持ち、  
不正の防止につながります。

## 2. 売掛金管理を徹底すること

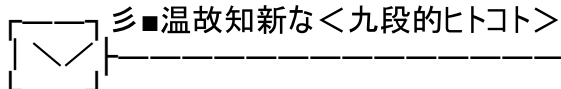
売上代金の着服という不正を防止するためには、  
領収書管理と滞留債権管理の徹底が有効です。  
領収書を連番管理し、全ての入金金額と使用した領収書を  
紐付きで管理できるようにします。  
また回収期限が到来しても入金されてこない売掛金を適時に把握し、  
顧客に督促を行うような管理体制を構築しておけば、  
売上代金の着服が発見される確率が高くなるため、  
不正の発生率は低下しますし、  
発生しても瞬時にを見つけることが可能となります。

## 3. 手持現金を極力減らすこと

売掛金の現金回収が多い会社や小売店舗など、  
現金を扱うことが多い会社では、  
現金の銀行への預け入れ及び照合作業を徹底する必要があります。  
このような作業により、手持現金残高を少額に抑え、  
盗難や不正などのリスクを極小化することが可能となります。

不正があっても、売上は売上なので税金を納めなければなりませんし、  
不正をした者に請求しても、返金の可能性は低いです。  
せっかくの利益も全て無駄になってしまいます。

この他にも内部管理体制を構築しなければならないところは  
沢山あると思いますので、社長様と一緒に私たちも  
会社の事業内容に応じた工夫を考えていきたいと思っております！



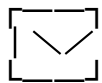
夏がくると冬がいいという  
冬になると夏がいいという  
太るとやせたいという  
やせると太りたいという  
忙しいと暇になりたいという  
暇になると忙しいほうがいいのかという  
自分に都合のいい人は善い人だとほめ  
自分に都合が悪くなると悪い人だとけなす  
借りた傘も雨があがれば邪魔となる  
金をもてば古びた女房が邪魔になる  
世帯をもてば親さえも邪魔になる

衣食住は昔に比べりゃ天国だが  
上を見て不平不満の明けくれ  
隣を眺めて愚痴ばかり  
どうして自分を見つめないのか  
静かに考えてみるがよい  
一体自分とは何なのか  
親のおかげ  
先生のおかげ  
世間さまのおかげのかたまりが自分ではないか  
つまらぬ自我妄執をすてて  
得手勝手を慎んだら  
世の中はきっと明るくなるだろう  
おれがおれがをすてて  
おかげさまでおかげさまでとくらしたい

-上所重助(詩人)

今回は御紹介まで。

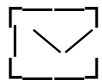
メールマガジン編集担当 新井 良平



≡ ■ 適正検査代行サービス継続中です！

---

顧問先様の採用のご活動をお手伝いするため開始しました  
適性検査の代行サービスですが、  
開始以来、多くの企業様にご利用頂き、好評を得ております。  
限られた面接のみでは、性格や能力を見抜くことは難しいかと思えます。  
面接前に適性検査をしてもらい、九段会計までFAX等でいただければ、  
数分で結果をお返しし、  
その方の検査結果を見ながら面接をすることができます。  
一人1,500円と、他の適性検査よりもリーズナブルな価格で  
提供できるようになりましたので、  
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！  
引き続き、初回のみお試しで社員の方3名まで無料提供中です。



≡ ■ 編集後記

---

より多くの経営者の方によりよいサービスを提供していくため、  
また、弊社のことをより多くの方に知ってもらうため、  
ブログを頻繁に更新し始めました。  
個人の趣味や、状況がわかるため、  
皆の書き込みを私個人がとても楽しみにしております。

ブログなどを書くのが好きだったり、苦にならない人もいれば、

実はとても苦手で、とても時間がかかってしまう人もいます。  
それでも、書き続けてくれると、どんどん個性が出てきて、  
すごくいい表現の場だと感じます。

忙しくなってくると、中々顔を合わせられないことが出てきますので、  
少しでもコミュニケーションツールは多い方がいいと感じております。  
日報のような完全に業務としての報連相も重要ですが、  
プライベートの部分の報連相も重要では無いでしょうか。  
初めは気恥ずかしい部分もありますが、  
ブログなどを通してスタッフとのコミュニケーションを図ってみるのも  
おススメです！

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

#### ☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！  
フォローミー！@kudan-kaikei(フォロー返します☆)

★FaceBook始めました！  
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！  
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！  
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。  
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、  
是非御一報下さい！所員が「インタビュー＆写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象に送りしております。  
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。  
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆  
密着革命！！

〒102-0073  
東京都千代田区九段北4-1-1  
九段一口坂ビル6F  
TEL 03-3222-5271  
FAX 03-3222-5270  
URL <http://www.kudan-tax.jp/>  
mail info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆